

## 令和3年度 京都市立梅津小学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 総 則

#### (1) 目 的

「国における検証（課題意識）及び基本方針の改定」と「京都市いじめの防止等取組指針」を受け、「本市の現状分析・課題及び学校が実施す施策」として本校の「学校いじめ防止基本方針」の目的を次のように定める。

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉え、学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

#### (2) 理 念

- ①すべての子どもが「正義感」「人権尊重の精神」「社会貢献の精神」「道徳心」「規範意識」を身に付け、いじめを行わないと同時に、子ども自身がいじめ防止の取組の当事者意識をもてるようとする。
- ②いじめ問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応、いじめを行った子どもには再びいじめやいじめに準ずる行為が行われないよう迅速かつ的確な対応をする。
- ③いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者への相談体制の整備や必要な支援を行う。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）

#### ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任  
生徒指導部担当教員 スクールカウンセラー

#### イ 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定

※ いじめ対策委員会は毎月行い、関係の会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載。

#### ウ 周知

- ・6月の集会で児童に周知
- ・6月の学校だよりで保護者に周知

### 3 基本的施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止プログラム

##### ア 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進、および規範意識の醸成
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・少人数授業の推進
- ・教科担任制の積極的な導入
- ・自主学習の工夫

##### イ 道徳教育の充実

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的・計画的な実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・地域ボランティア、ゲストティー・チャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施。
- ・警察のスクールソポーターによる非行防止教室の実施。

##### ウ 体験活動の充実

- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

##### エ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・縦割り活動によるピアサポート体制。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示

##### オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・非行防止教室の実施と事後指導として全学年への発信。
- ・学級通信等での「いじめは絶対許さないことである」旨発信。
- ・毎月10日の属する「ともだちウィーク」で人権について考え、子ども自身がいじめ防止の取組の当事者意識をもてるようにする。
- ・毎月15日の「いいことばの日」で友達を大切にする言葉を意識できるようにする。

##### カ 保護者の啓発

- ・学校だより、人権だより、人権学習・道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・休日参観における非行防止教室の実施（2クラス同時実施）。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の発信。

##### キ その他

- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ア 児童生徒に対する定期的な調査

#### (ア) アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに特化した記名式アンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握及びいじめの兆候やいじめ事案を発見した場合について、いじめ対策委員会で協議し迅速に対処。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

#### (イ) 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・教育相談週間の設定と、教育相談週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ・S Cとの連携による教育相談

### イ 相談体制の整備

- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。
- ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。

### ウ その他

- ・登校時、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない・見落とさない・見過ごさない体制づくりの構築。

## (3) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」・「連絡」・「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

## (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルに関する学級活動の強化。
- ・S NSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・S NSを使っての「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

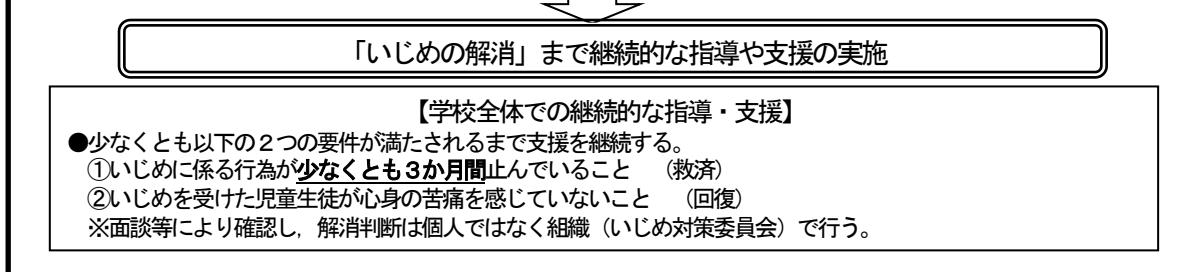
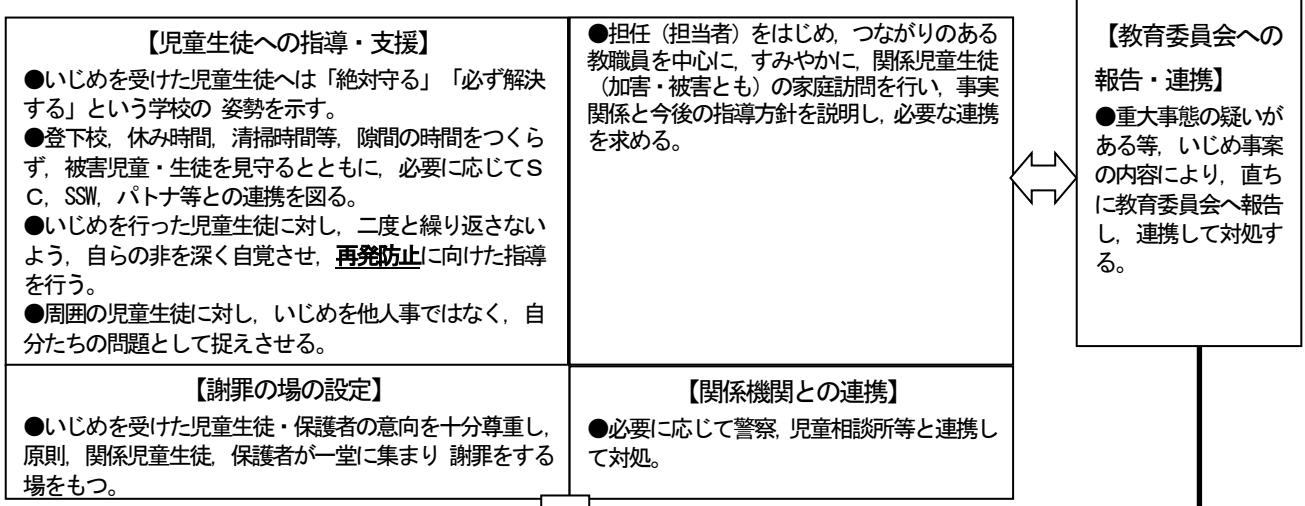
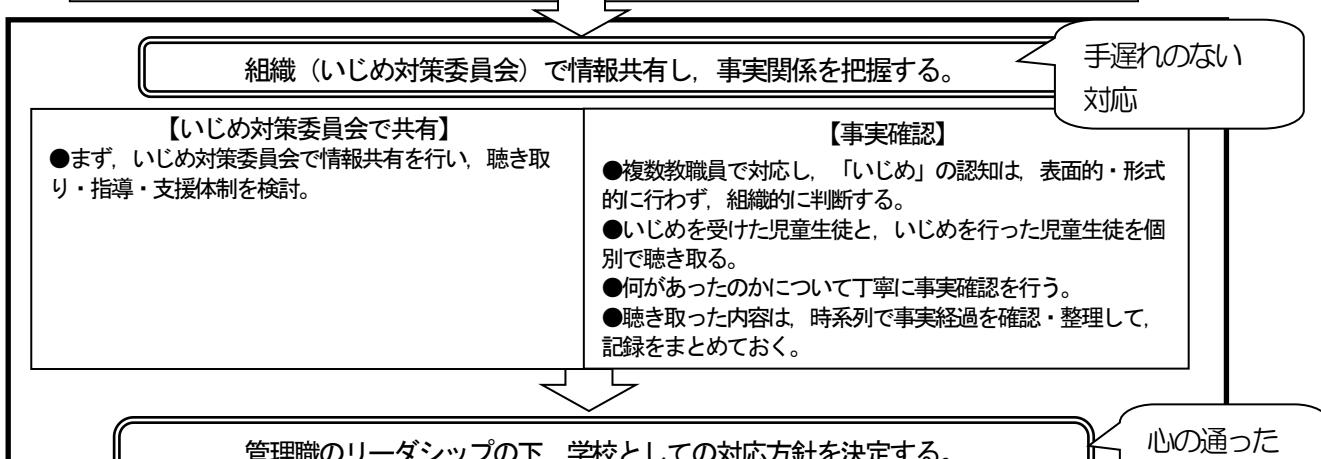
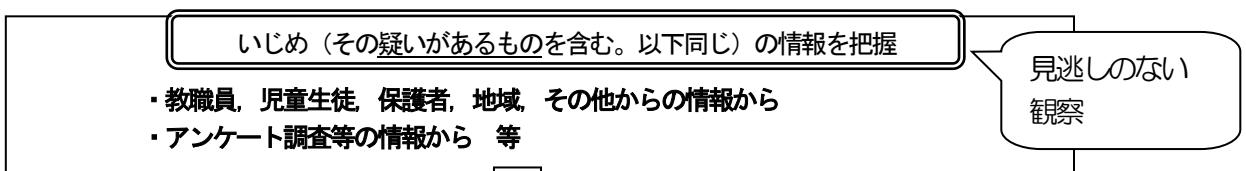
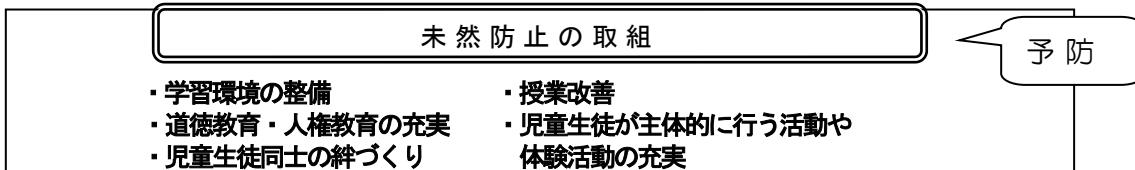
## 4 いじめが起きたときの措置

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の掌握。  
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など記録し保存)
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

## 『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』

### 前提となる基本事項

- |  |   |
|--|---|
| <p>『学校いじめ防止基本方針』<br/> <input type="checkbox"/>学校いじめ防止プログラムの策定<br/> <input type="checkbox"/>教職員、児童生徒、保護者、地域への周知<br/> <input type="checkbox"/>取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善</p> | <p>『いじめ対策委員会』<br/> <input type="checkbox"/>担任（担当者）といじめ対策委員会との連携<br/> <input type="checkbox"/>方法の確認・周知<br/> <input type="checkbox"/>臨時の委員会開催時の手順確認・周知<br/> <input type="checkbox"/>児童生徒、保護者、地域への周知<br/> <input type="checkbox"/>いじめの認知・解消の判断について確認</p> |
|--|---|



## 5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

### 学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

### 京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。コロナ禍の中、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	アンケートの実施や 教育相談週間等 (早期発見・積極的認知)	保護者への啓発等
4	不登校・いじめ対策委員会（毎月末） 職員会議（4月当初） 「学校いじめ防止基本方針」 「生徒指導に関する共通理解事項」の 共通理解	ともだちウィーク いいことばの日		入学式後の保護者説明会 (参観・懇談会) (個人懇談会)
5	不登校・いじめ対策委員会 生徒指導研修会 「共通理解児童の把握」と共通理解 (第三週木曜)	ともだちウィーク いいことばの日 1年生を迎える会 なかよしグループ活動		個人懇談会 「学校いじめ防止基本方針」をHP にアップ
6	不登校・いじめ対策委員会 早期発見・積極的認知 に向けて	ともだちウィーク いいことばの日 梅津クイズラリー 非歯止教室（5年）	第1回いじめに関する記名式アンケート 集会で児童に「いじめ対策委員会」について周知	学校だよりで「いじめ対策委員会」を周知 休日参観 学校運営協議会に「学校いじめ防止基本方針」等の説明
7	不登校・いじめ対策委員会 (いじめアンケート等の調査結果の 情報共有) プログラム及び取組の見直し	ともだちウィーク なかよしグループ活動 いいことばの日 5・6年生の野外活動	クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間 学校評価アンケート	個人懇談会 梅津だより・HP 人権だより
8	不登校・いじめ対策委員会 生徒指導研修会「内容は未定」（中旬）			学校運営協議会に「いじめ対策委員会の取組」を説明
9	不登校・いじめ対策委員会 早期発見・積極的認知 に向けて	ともだちウィーク いいことばの日		参観・懇談会 (道徳・人権学習) 家庭地勢教育学級
10	不登校・いじめ対策委員会 (いじめアンケート等の調査結果の 情報共有) 生徒指導研修会 「共通理解児童の把握」(第二週木曜)	ともだちウィーク いいことばの日 運動会	第2回いじめに関する記名式アンケートの実施 教育相談週間	梅津だより・HP 人権だより
11	不登校・いじめ対策委員会	ともだちウィーク いいことばの日 梅津大冒険 6年修学旅行		

<b>12</b>	不登校・いじめ対策委員会 プログラム及び取組の見直し	ともだちウィーク いいことばの日 なかよしグループ活動	第2回クラスマネジメントシートの実施 教育相談期間 学校評価アンケート	個人懇談会 梅津だより・HP 人権だより
<b>1</b>	不登校・いじめ対策委員会 早期発見・積極的認知 に向けて	ともだちウィーク いいことばの日 なかよしグループ活動 UMEDU祭り		自由参観 人権だより
<b>2</b>	不登校・いじめ対策委員会 共通理解児童の実態変容評価（新規・月末）	ともだちウィーク いいことばの日 なかよしグループ活動		新1年入学説明会 参観・懇談会
<b>3</b>	不登校・いじめ対策委員会 プログラム及び年間の取組の見直し	ともだちウィーク いいことばの日 6年を送る会		